

かわべ 議会報

おもな内容

- 第1回定例会 …………… ②
- 町長施政方針演説の要旨… ⑤
- 委員会審査報告 …………… ⑦
- 第1回臨時会 …………… ⑧
- そこが聞きたい …………… ⑨
- 議会日誌 …………… ⑭

発行・岐阜県川辺町議会

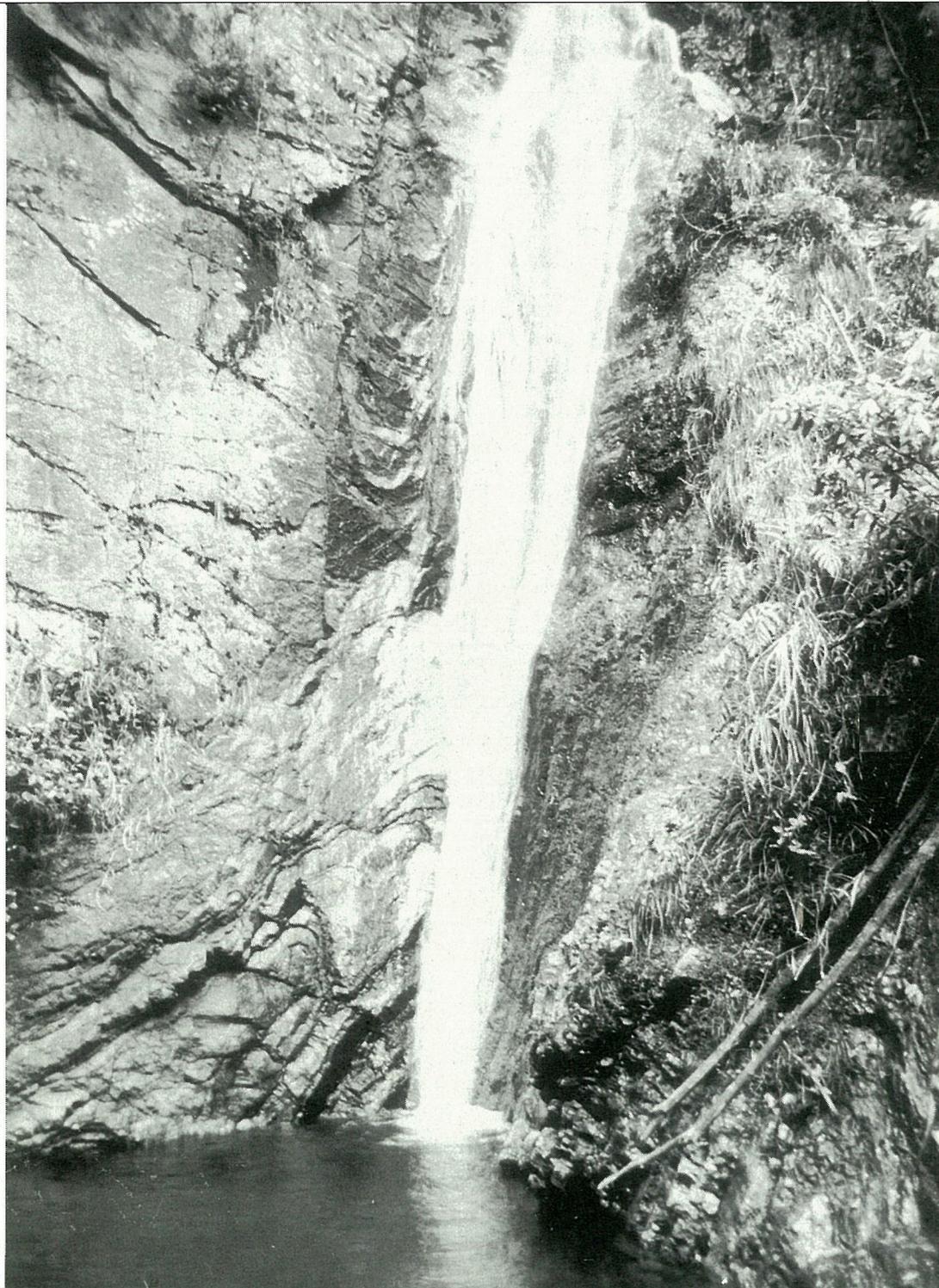
編集・川辺町議会報編集委員会

南天滝

下麻生と上川辺境界の日後谷にある「南天滝」は、かつてこのあたり一帯に南天が多く自生していたことから、この名が付けられています。

高さ二十メートルから流れ落ちる一条の白糸——。

水は清れつを極め、砕け散る白い飛沫は霧のように立ちこめ、日々に増す新緑が清流に一層美しく映えています。



第1回定例会

(2年度) 5会計の総額38億9,957万円を可決

下水道事業の本格化に備え、特別委員会を設置

平成二年第一回定例会は、三月六日招集され、十六日までの十一日間を会期として開きました。本定例会は、平成二年度の町政施策を推進する一般会計や特別会計等の予算をはじめ、条例の制定、一部改正など十五案件について審議し、いずれも原案どおり可決しました。このほか、今後本町の重点施策の一つとなる下水道事業が、いよいよ本格化することに伴い、町長からの要請もあり、議会に「下水道事業推進特別委員会」を設置しました。

議会人事

下水道事業推進特別委員会委員の選任

委員長に則武豊氏を選出

木曾川右岸流域浄水事業の本町の幹線水路供用開始時期は、平成八年と決定されています。その受け入れ対策が今後重要な課題となりますが、「この大事業が円滑に推進できるよう」町長から議会に特別委員会設置の要請もあり、委員六名と定めて全会一致で「下水道事業推進特別委員会」の設置を決めました。委員構成は、次のとおりです。委員長 則武豊

副委員長 平岩 求
委員 井上幹雄
酒向芳喜
田原芳郎
船戸 進

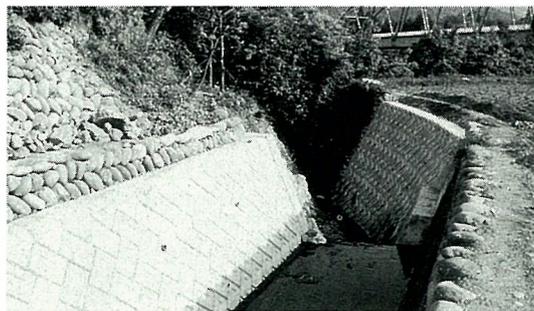
可決した案件

平成元年度川辺町一般会計補正予算(第六号)
(専決処分の承認)

災害復旧事業費など一千三百七十一万七千円を補正 (全会一致)

主な補正は、昨年九月の台風や集中豪雨により、比久見地内の町道境川線や上川辺の黒谷川の河川など四ヶ所の災害を受け

た復旧工事費です。国の補助査定が遅れ、工事の工期に影響するため、町長専決で事業を実施したことについて報告があり、これを承認しました。補正額は、一千三百七十一万七千円で、これにより予算総額は二十七億四千五百四十四万五千円になりました。



黒谷川の災害復旧工事 (上川辺地内)

平成元年度川辺町一般会計補正予算(第七号)
(専決処分の承認)

衆議院選挙費を補正 (全会一致)

衆議院が解散され、さる二月十八日に総選挙が行われましたが、解散の時期や総選挙の日程が定まっていなかったことからやむを得ず町長専決で対応したことについて、報告があり、これを承認しました。補正額は、二百八十二万六千円で、予算総額はこれで二十七億四千八百二十七万一千円になりました。

財産の無償譲渡について

山林三、五五四平方メートルを下飯田区へ無償譲渡 (全会一致)

下飯田区が長く『区有林』として管理、運営してきた山林を売却し、下飯田公民館建設資金に充てたいとして町に登記委任の申し立てがありました。町が調査したところ町村合併によりこの山林は、川辺町の所有になっていましたが未登記のままです。このため議会とも協議し、下飯田区全員の異議がないこと。▼公共のために使用することを条件として、四筆合計三、五五四平方メートルの山林を下飯田区へ無償で譲渡することにしました。



テープカットにより、4月から本放送を開始

川辺町防災行政無線施設設置条例の制定

業務の内容等を規定
(全会一致)

平成元年度の主要事業として進められてきた防災行政無線施設が完成し、四月から開局の運びとなりました。
これに先立って、この無線施設の設置、管理について必要な事項を定めた条例を制定しました。この施設設置の目的は、災害など緊急時の迅速かつ的確な通信連絡と周知を円滑に行い、

また行政連絡と町民の生活に必要な情報を伝達するためのものとしています。
業務の内容は次のとおりです。

- 一、非常災害その他緊急事項の伝達
- 二、災害予防および気象情報の伝達
- 三、町の広報事項、普及、啓発、指導事項の伝達
- 四、生活関係事項の情報連絡
- 五、その他町長が必要と認める事項の伝達

川辺町水田農業確立特別対策基金の設置、管理および処分に関する条例の制定

水田農業確立特別対策推進のため基金を設置
(全会一致)

平成二年度から始まる水田農業確立後期対策の条件整備をねらいとして、事業の円滑な推進を図るため、市町村へ補助金を交付されます。
これは、「水田農業確立特別対策」として、次の事業の財源に充てられます。

- 一、転作の円滑な推進と稲作の活性化のための事業
- 二、水田の多面的利用を通じた地域の活性化に資するための事業
- 三、米等の消費拡大のための事業
- 四、水田農業に関連して町長が必要と認める事項

本町では、今後こうした事業を進めていく中で、よく検討し目標達成に使う財源として、交付された補助金を時、基金として積み立てることにしました。

川辺町課(室)設置条例の一部を改正

防災行政無線業務の開始に伴う条例整備
(全会一致)

防災行政無線の開局により、その業務の所管を総務課とするものについて、条例の整備を行いました。

川辺町非常勤の特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正

近隣町村の動向等を勘案して報酬を改定
(全会一致)

近隣町村の動向等を勘案して、報酬を次のとおり改定しました。
(平成二年四月一日実施)
監査委員(月額) 一〇、〇〇〇円
教育委員会委員長(月額) 二二、〇〇〇円
委員(月額) 一六、〇〇〇円

川辺町上水道事業給水条例の一部を改正

基本料金は「二千五百円」から「二千円」に
(全会一致)

県営水道の経営状況が非常に好転し、県水は昨年十二月から五割の暫定値下げ(消費税込み)を行い、さらに本年四月からは一・六・五割の本格的な値下げを実施しました。

これを本町が受水する料金に置き換えると全体で約一七割値下げされることとなります。
本町の水道事業の財政運営はなお厳しいものがありますが、

県水の値下げに伴い、利用者の負担の軽減を図り、また本町の水道料金が県下でも有数の高い料金であることも考え料金改正することになりました。

改正する料金は、一般用、営業用などの基本料金は、これまでの「二千五百円」から「二千円」に、また超過料金は一立方メートルあたり「二百二十円」から「百八十円」にそれぞれ値下げするもので、これは県水の値下げ分を上回る一九割の値下げ率になります。

改正後の新料金は別表のとおりです。
なお、この新料金は、五月一日以降に量水器の検計を行った日から適用されます。

別表 改正後の水道料金

種別	料率	基本料金 (1か月につき)		超過料金 1m ³ につき(円)
		水量 (m ³)	料金 (円)	
専用給水装置	一般用	10	2,000	180
	営業用	10	2,000	180
	浴場営業用	10	2,000	180
	娯楽用	10	2,000	180
	臨時用	10	2,000	180
工場用	50	10,000	180	
共用給水装置	共用	10	2,000	180

平成元年度川辺町一般
会計補正予算(第八号)

環境整備基金に二千
百十九万一千円を補正
(全会一致)

生活環境整備事業は、下水道
事業を根幹とした本町における
今後の大業となりませんが、実
施には多額の費用を要するため
将来町財政を圧迫し、運用に支
障をきたさないよう今回二千
百十九万一千円を補正したほ
か元年度会計の決算見込みを想定
して予算の整理を行いました。
補正額は、二千九百六十九万
二千円を減額して、歳入歳出の
総額は二十七億一千八百五十七
万九千円となりました。
歳入歳出それぞれの補正額の
内訳は、次のとおりです。

町 税 三二、六〇〇
ゴルフ場利用税交付金 一三、六〇〇
分担金・負担金 △一、〇六五
使用料・手数料 五、五五五
国庫支出金 △一、一六八
県支出金 一、八九四
繰入金 △二二九、四九六

繰越金 六九、三八四
諸収入 △二、五九六
町債 八二、六〇〇

【歳出】(△は減額、単位千円)
総務費 △三、二九八
民生費 △一四、九四二
衛生費 二、五八四
農林水産業費 二、三七五
土木費 △一、〇九二
消防費 △一〇、五六五
教育費 △四、七五四

【補正の主な内容】 △は減額
歳入では
町民税(法人)二千八百万円、
町たばこ税三百六十万円、ゴル
フ場利用税交付金一千三百六十
万円、私立分保育料△百五十八
千円、公立分保育料五百三十五
万七千円、被用者児童手当(国
庫)負担金△百万六千円、児童
福祉費(国庫)負担金九百九十三
千円、水田農業確立特別対策補助
金三百四十五万五千円、財政調
整基金繰入金△二億一千九百四
十九万六千円、繰越金六千九百
三十八万四千円、国民年金印紙
売捌代金(定額分)△一千二百三
十万円、町債(消防防災無線施
設整備事業)八千五百万円、同
(可搬ポンプ整備事業)二百十万
円。
歳出では
西小島踏切整備費負担金△六



美濃～川辺線道路改良事業(鹿塩地内)

十万円、国民年金印紙代△一千
二百三十万円、児童手当△二百
三十二万九千円、児童措置委託
料△百十四万円、基本健康診査
委託料△七十三万七千円、環境
整備基金積立金二千九十九万
一千円、水道会計補助金△一千
七百八十七万円、水田農業確立
特別対策基金積立金三百四十一
万円、町道改良用地購入費△五
百十万円、負担金(可児)金山
線道路改良事業)△百万円、同
(美濃)川辺線道路改良事業)二
百七十四万円、同(国道四一八
号道路改良事業)四百九十一万
八千円、同(神淵)富加線道路
改良事業)△百六万五千円、県

単急傾斜地崩壊防止施設工事△
八十二万五千円、消防防災無線
施設工事管理委託料△二百四十
五万五千円、消防防災無線施設
工事△七百八万二千円。

平成元年度川辺町水道
事業会計補正予算(第
二号)

決算期を控え、予算を
整理 (全会一致)

今回の補正は、収益的収支に
おいて、鹿塩カントリークラブ
や雇用促進住宅等の大口需要の
加入があり、当初の見込みより
給水収益が伸びたことから、一
般会計からの補助金を減らすな
ど予算を見直し、整理を行った
ものです。
収入、支出の補正の内訳は次
のとおりです。

【収入】 (△は減額、単位千円)
給水収益 九、三八四
受取利息 五六〇
加入金 二、四三〇
他会計補助金 △一七、八七〇
【支出】
原水及び浄水費 △五、四九六

平成二年度川辺町一般
会計予算 (賛成多数)

平成二年度川辺町国民
健康保険事業特別会計
予算 (全会一致)

平成二年度川辺町老人
保健特別会計予算
(全会一致)

平成二年度川辺町学校
給食共同調理場特別会
計予算 (全会一致)

平成二年度川辺町水道
事業会計予算
(全会一致)

以上、平成二年度の五会計合
わせて三十八億九千九百五十七
万円の予算の詳細については、
「広報かわべ」四月号に掲載され
ていますので、ここでは説明を
省略させていただきます。



町長施政方針演説の要旨

本定例会初日の冒頭に、町長より平成二年度予算案の概要などについての提案説明がありました。一般に施政方針演説といわれるもので、町の将来進むべき方向づけ、平成二年度のまちづくりの方針を明らかにするものです。

二十一世紀へ向けた魅力あるまちづくりを

町政運営の基本

平成元年度事業の執行については、議員各位はじめ町民のみなさまの格別なご協力により、重点事業として推進してきました。防災行政無線の施設整備事業が順調に実施することができ、四月には当初の計画どおり本放送を開局する運びとなりました。また、他の懸案事業につきましても順次施策を遂行することができ、厚くお礼申し上げる次第であります。

現在、わが国の経済状況は、持続的な景気拡大等により、外需は引き続き減少しているもの

の、個人消費は堅調に推移し、設備投資も増勢を続けるなど、好ましい状況となっております。

しかしながら、今後わが国を取りまく国際状況は諸外国、特にアメリカの日本に対する輸入自由化の圧力は、日米構造協議の場でも明らかのように、相当強硬であり、貿易国日本として自由貿易体制の維持と保護貿易主義の抑止、調和ある対外経済関係の推進と国内における生産者保護対策の調整は最大の難問であります。

こうした潮流の中で、地方においては新たな時代を展望しつつ、地域の活性化と高齢化社会現象への対応等重要施策に積極

的に取り組んでいくことが求められていきます。

従って、本町の行政運営についても、二十一世紀に向けて地域社会の健全な発展と魅力あるまちづくりを目指し、第二次総合計画の着実な推進を図るとともに、町政の重要課題には、適切に対処していく所存でありますので、議員各位はじめ町民のみなさまには、ご理解とご協力をお願いする次第であります。

予算編成の方針

本町の予算編成につきまして は、財政の環境と推移を的確に見極め、さらに行財政の簡素効

率化と経費節減に努め、引き続き健全財政を堅持していく一方、財源の重点配分に徹し、第二次総合計画の着実な推進と住民ニーズに沿ったきめ細かい施策にも配慮した方針に基づき編成したところであります。

歳入面においては、本予算の柱となる町税について好調な景気を支えとし、国の税法系を参考積極的に検討した結果、大きな伸びとなった半面、地方交付税については国が示した地方財政計画等を参考に歳入、歳出を試算したところ、昨年度に比べて減額となるところであります。

歳出面では、スクラップ・アンド・ビルドの原則のもとに、現存事業の見直しと住民生活に密着した施策を基本に、第二次総合計画に掲げる五つの重要施策を着実に推進することとしております。

その予算規模は、一般会計二十五億五千四百万円、特別会計十三億四千五百五十七万円、合わせて三十八億九千九百五十七万円となり、一般会計については、前年度比〇・四割の伸びとなっております。将来への展望を開く新規施策に取り組むことができ得ると考える次第です。

主要施策の概要

健康で生きがいのある生活づくり

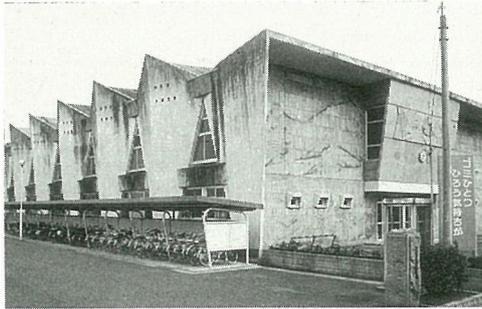
- 社会福祉センターの設計委託
- 社会福祉協議会の法人化
- 寝たきり老人、独居対人対策として家庭奉仕員の増員、移動入浴車による派遣事業の推進とデイ・サービス事業への委託
- 保育内容の体制の整備
- 対人保健サービス向上の推進
- 国民健康保険事業および老人保健事業運営に万全を期すため一般会計から援助し、健全化を図る



健康こそゆとりある人生を支える源。保健事業を一層推進していきます。

たくましく心豊かな
人づくり

- 中学校体育館大規模改造工事
- 資料館、プール等の補修
- 知・徳・体の調和のとれた学校教育内容の充実のため努力
- 学校、家庭、地域が一体となった地域総ぐるみの青少年健全育成活動の促進
- 東小学校グラウンド夜間照明施設の整備
- 町民漕艇大会が定着し、大きく輪が広がり発展するため、内容の充実を図る



本年度は中学校体育館を改造

活力ある産業の基盤
づくり

- 集団転作等の推進体制を目指し、町単独の転作奨励金制度の確立推進
- 水稲(きふ銘柄米コシヒカリ)と花き、バラの台木の産地化を目指した育成の推進
- 間伐と松くい虫対策を主に森林組合を中心に推進
- ショッピングセンターが開設されたが、地元商業者にとって対応策が商工会の的確な経営指導と地元商業者の英知を結集され、その対策を推進されることを念願しており、これが地域活性化とも併せ、行政として対応できるものについては鋭意努力する
- 駅前通り、本町通りのイメージアップを図るため、カラー舗装化を実施
- 商工会事業「川辺おどり」について、第二回マリン・スポーツ・カーニバルを同時に開催し、夏の一大イベントとして発展を期待
- 工場誘致条例に基づき、奨励金の所要措置

安全で住みよい環境
づくり

- 水道料金を値下げし、できる限り町民負担を軽減



下水道は、快適な生活環境を確保するための重要な施設(各務原市で)

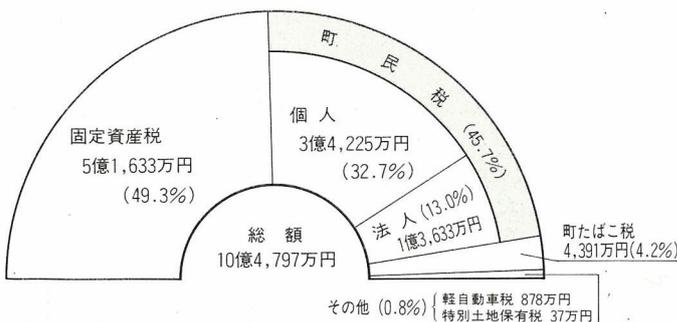
- 下水道基本計画および都市計画図を作成
- また、下水道事業が将来一般会計の財政圧迫とならないよう環境整備基金へ積立て
- 国道四一号线バイパスの早期着工、国道四一八号线比久見バイパスの建設促進および主要地方道改良の国、県への要望と負担金の措置
- 引き続き町道の道路環境づくりと整備の推進
- 国道四一号线の下麻生、下川辺地区に交通事故防止啓発のサインカラー電光標示板の設置と町民の交通安全思想の普及を図る

平成2年度 会計別当初予算 (単位:千円)

会計別	本年度予算額	前年度予算額	比較	伸率(%)
一般会計	2,554,000	2,543,000	11,000	0.4
国事民業特別保険計	478,948	439,009	39,939	9.1
老人別保険計	517,481	483,641	33,840	7.0
学校給食特別共同計	53,940	55,746	△ 1,806	△ 3.2
水道事業会計	295,201	287,577	7,624	2.7
計	3,899,570	3,808,973	90,597	2.4

- 大谷公園駐車場の整備
- 川辺ダム湖周辺整備の事業計画を行い逐次実施
- 農業振興地域を現状に合ったものに見直しをしたところであるが、町民の持ち家志向に沿い、土地対策を検討する必要がある
- 町営住宅の屋根修繕
- 防災対策では、地域防災計画の整備や消火施設に予算措置
- 治山、治水対策では急傾斜地崩壊防止施設設置を公共事業

町税の内訳 (千円未満四捨五入)



心のふれあうふるさとづくり

- 行政事務の合理化
- 土曜閉庁方式導入により、住民サービスの低下を招かないよう配慮して、上米田および下麻生支所の窓口における交付事務において電送機器を採用
- 地区公民館および集会所の建設に対する町単独補助金の二地区の予算措置

として実施

平成2年度一般会計当初予算(25億5,400万円)の内訳

(千円未満四捨五入)

歳入		歳出	
10億4,797万円 (41.0%)	町税	4億3,726万円 (17.1%)	土木費
7億3,200万円 (28.7%)	地方交付税	3億9,983万円 (15.7%)	民生費
1億6,270万円 (6.4%)	諸収入	3億9,385万円 (15.4%)	総務費
1億1,834万円 (4.6%)	繰入金	3億6,155万円 (14.2%)	教育費
8,800万円 (3.5%)	地方譲与税	2億9,324万円 (11.5%)	衛生費
7,126万円 (2.8%)	使用料手数料	2億463万円 (8.0%)	公債費
6,371万円 (2.5%)	国庫支出金	1億5,939万円 (6.2%)	農林水産業費
6,222万円 (2.4%)	県支出金	1億2,294万円 (4.8%)	商工費
4,480万円 (1.8%)	自動車取得税交付金	1億1,165万円 (4.4%)	消防費
4,376万円 (1.7%)	ゴルフ場利用税交付金	5,416万円 (2.1%)	議会費
1億1,924万円 (4.6%)	その他	1,550万円 (0.6%)	その他

委員会審査報告

下川辺道路新設改良の要望について

下川辺区長から提出されました陳情書は、審査を土木委員会に付託していましたが、三月六日の本会議で審査結果が報告され、委員会の報告どおり承認しました。

審査報告の内容は、次のとおりです。

【審査経過】

本委員会は、平成二年一月十二日会議を開き、付託を受けた下川辺区長から提出のあった「下川辺地内東側南北線の両端側溝を含めた五丁の道路新設に係る陳情書」について審査を行った。

審査にあたっては、執行部と現地を視察するとともに地元区長にも現地への出席を求め説明を受けた。因に、地元からは区長のほか区の役員、関係する土地の所有者など十数名の出席があった。説明を受けたのち、委員会としては、

①計画路線の将来性、利用度などの投資効果を考えれば、少なくとも現計画より西柄井方面へ

は町道三二七〇号線（八幡神社交差点から日本情報用紙化工方面への道路）まで延長し、かつ直線道路とするのが望ましいこと。

②計画道路の側溝排水については十分検討の必要性があること。
③本事業の推進にあたっては、地元関係者の十分な理解と協力が必要であること。

以上、これらの点について地元へ意見として述べた。従って、執行部においては、①、②を考慮に入れ、まず測量設計を行い、その結果をもとに地元と協議を図りつつ、前向きに対処されるよう要望し、一月二十九日再び会議を開き、委員会としての態度を決定した。

【審査結果】

当該地域は、昭和三十年の土地改良事業施行当時、道路（幹線農道）の新設もなく、加えて近年、飛躍的に交通量が増加し、さらにこの付近は工場が並びクルマの往来が激しく、特に朝夕

の通勤通学時間帯において地元住民にとって、事故発生の不安を思えば、この地域における道路新設の必要性は、基本的には認識する。

しかし、計画図面では、一部不合理な部分もあると考えられるので技術面と併せて、長期的な計画のもとに財政面とも相互に検討していく必要がある。

そして、この計画道路が将来にわたって恒久的な生活道路として地域の振興に寄与するためにも、新設には地元関係者の全面的な理解と協力を第一条件として、前向きに取り組まれるよう執行部へ要望することとした。



新設改良要望のあった下川辺地内

第1回臨時会

平成2年第1回臨時会をさる4月20日、午前10時から開会し、会期を1日と定め都市計画基本図作成業務委託契約の締結など5件について審議しました。可決した案件は次のとおりです。

都市計画基本図の作成業務を委託

元年度一般会計には7,400万円を追加

川辺町税条例の一部を改正(専決処分承認)

個人町民税の非課税限度額の引き上げなど(全会一致)

地方税法の一部が改正されたのをうけて、本町も税条例の一部を改正したことが報告され、承認しました。改正点の主なものは、個人町民税の非課税限度額の引き上げ、損害保険料控除を創設したことなどです。

平成元年度川辺町一般会計補正予算(第九号)(専決処分の承認)

七千四百九十三万三千円を追加(全会一致)

地方交付税の追加交付の確定、法人町民税の自然増収があったことなどから七千四百九十三万三千円を追加補正したことについて報告があり、承認しました。これにより、歳入歳出それぞれ予算総額は二十七億九千三百五十一万二千円となりました。補正額の内訳は、次のとおりです。

【歳入】(△は減額、単位千円) 町税 一五、四三五 利子割交付金 △二、六七二 自動車取得税交付金 六、二三三 地方交付税 五二、八四六 交通安全対策特別交付金 △五一五 国庫支出金 △五一一 財産収入 四、〇五七 諸収入 六〇

【歳出】 総務費 二、九三五 衛生費 七一、八四八 土木費 一五〇

【補正の主な内容】(△は減額) 歳入では 町民税(法人)一千五百四十三万五千円、利子割交付金△二万六千七百二十円、自動車取得税交付金六百二十三万三千円、地方交付税(普通)三千五百五十万六千円、同(特別)二千三百三十四万五千円、交通安全対策特別交付金△五十一万五千円、消防防災無線通信施設整備費(国庫)補助金△二十一万九千円、選挙費(参議院および衆議院)委託金△二十九万二千円、基金運用収入(財政調整基金、土地開発基金、環境整備基金)四百五十七万七千円。

歳出では 財政調整基金積立金二百四十八万一千円、ふるさと創生基金

積立金三十九万四千円、環境整備基金積立金七千八百八十四万八千円、土地開発基金繰出金十五万円。

平成元年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)(専決処分の承認)

療養給付費等の剰余金を基金へ積立て(全会一致)

平成元年度の一般被保険者における療養給付費および高額療養費が、当初の予想を下回り、合わせて一千三百三十一万八千円の剰余金が生じたので、全額これを国民健康保険基金へ積み立てることについて報告があり、承認しました。

川辺町職員等の旅費に関する条例の一部を改正

日当、宿泊料等を引き上げ(全会一致)

国家公務員が出張など公務のために旅行するときの日当や宿泊料等について、法律の一部が

改正され引き上げられたことにより、本町でもこれに準じて条例を改正しました。

川辺町都市計画基本図作成業務委託契約の締結について

下水道事業を控え、新たに都市計画図を作成(全会一致)

下水道事業を間近に控え、平成二年度には基本計画を見直します。これからのまちづくりを進めていく中で必要となる精密な都市計画図の作成を外部委託するための委託契約を次のとおり決めました。

- 一、契約の目的 川辺町都市計画基本図作成業務委託
- 二、契約の方法 指名競争入札
- 三、契約金額 四千八百二十万四千元
- 四、契約相手方 名古屋市中村区竹橋町四番五号 玉野総合コンサルタント株式会社 代表取締役 小川義夫
- 五、業務の範囲 川辺町全域

一般質問

そこが聞きたい

第一回定例会の一般質問は、会期最終日の十六日に五名の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針について質問しました。

その質問と執行部の答弁の内容は次のとおりですが、紙面の都合で要約してあります。

(順序は、発言通告書受付順)

則武 豊議員

青少年育成事業について

問 青少年の育成については各種の地域活動と家庭、学校の連携とそれに基づく地域社会の形成と町民会議組織の強化によって推進されるものであり、行政、地域が一体となって取り組みなければならぬ。そのためには長期的に推進する必要がありませう。

町長の提案説明の中でも、『たくましく心豊かな人づくり』として、青少年の育成に地域ぐるみで取り組むとされており、第二次総合計画においても事業計画が明示されています。

昨年十二月定例会で、このことの一層の推進を図るため、青少年健全育成指導員の増員について提案要望しましたが、平成二年度の方針として、新たに各地区に一名ほどの推進員を選定し、これに伴う予算も計上され、町当局の推進に対する高度の取り組みに高く評価するものですが、そこで教育長にお尋ねいたします。

両者の職務内容ですが、指導員は町内全域で活動し、推進員はその下部で地域に密着した活動を、それぞれ指導面、推進面で一人ひとりが将来への夢や希望をもって目標に向かって生活ができる環境をつくることと解

推進員がそれぞれの地区の活動の中では指導面、推進面もあるかと思いますが、この点についてどう考えておられるか、また指導員を増員してほしいという要望に対して推進員と変えられたことについて基本的な考え方を伺いいたします。

青少年健全育成推進員―
地域では「ふれあい集会」等をお願いしている

答(教育長) 青少年健全育成指導員については、従来のようにそれぞれの機関と連携を保ちながら、町民会議の運営にあたっていただいております。

また、青少年健全育成推進員は、指導員と情報を交換し、かつ連携をとりながら、特に町民会議で決定された活動計画や小中学校の願う「こどもの姿」といったものをつくり上げていくため地域においては、区長さんの指揮のもとに各種団体との連絡調整を図り、特に昨年度からは地域の「ふれあい集会」という行事をもっております。こうした集会やふれあい活動による健全育成に直接的な活動、いわゆる区長さんとそれぞれの団体



地域ぐるみで青少年の健全育成を…下川辺地区「ふれあい集会」

とのジョイント役のようなことを果たしていただくようお願いしていきたくと思っております。

また、推進員の選定についての基本的な考え方は、ただ今申し上げましたような目的達成のためにふさわしい方を指導員のご推薦をいただきながら選考していきたくと思っております。

防災行政無線の運用と各種文書配布について

問 防災行政無線の運用については、現在のところ難聴箇所

もなく、別に機能についての問題はないうで、所期の目的が達成できるものと確信しておりますが、「こうほう川辺」の運用について次の三点をお伺いいたします。

①現在、区長さん方に大変お世話を願っている各種広報文書の取り扱いについては、かなり減少となり、区長さん方のお世話が緩和されると思いますが、すべてがなくなるといふわけにはいかないと思っております。放送は一日三回で三回目は夜の七時三十分の時間帯で、また同じ事項を三回放送されますので、留守家庭でもだいたい事柄の徹底はされると思っておりますが、重要な事項については文書広報になると考えますが、その対処についてお尋ねします。

②区長さんが屋外拡声子局を使って区内の連絡等に對しては、「こうほう川辺放送可否事項」で例示がされている放送可能な範囲であれば、放送してもよいと思

います。また、放送時間帯については常識の範囲内の時間であれば、放送時間の制限はないか。

③各種団体からのお知らせについては、役場の所管課に各週火曜日と金曜日の吹き込み間に

合うよう早目に放送申請書を提出すればよいか。また、各種団体についての範囲はどの程度のことか。以上についてお伺いいたします。

文書配布は月二回、第一、第三金曜日に

答(総務課長)①について、まず防災行政無線の運用は、防災を主とした目的ですが、一般行政に対しても文書配布を緩和するという一つの目的があります。この目的を達成するために区長さん方には大変ご協力をいただいていた毎週の文書配布を毎月第一と第三の金曜日の二回にしていききたいと考えています。

また、重要事項については、もちろん文書で町民のみならずにご連絡し、また文書の回覧あるいは個人への通知のほか、毎月発行している広報誌の充実も図っていききたいと考えております。

②の屋外拡声子局の運用については、管理を各区長さんにお願ひする計画です。広報するにあたっては、電波監理局から免許をいただくわけですが、その条

件の中には公共的行政事務関係についての資料に資するという目的以外には使用ができません。やはり第一の目的は防災関係で、突発的な事故等における防災関係については公共性のものとなつていきます。こうしたことに該当し、住民のみなさんにご迷惑にならない時間帯であれば、放送していただいてもかまわないと思っております。

③の各種団体の利用方法については、防災行政無線の趣旨に適合するものであれば放送はできますが、各種団体についても、公共関係のものに限られます。

この点については、毎週火曜日と金曜日の二回にもつて吹き込みをしておりますが、その前に各担当課とよく協議され担当課で判断して総務課と協議したあと、最終的には町長の決裁をとって放送するというシステムになっております。

なお、放送された場合は、そのデータが全て記録の保存がされ、電波法に基づいて一年に一回、電波監理局の検査を受けることになっております。従ってこれに適合し、定められた範囲内で実施し、円滑な運営に努めていききたいと考えています。

酒向芳喜議員

工事の発注を早くし、早期完成に努力を

問 土木工事の発注状況をみますと国、県、町村等いずれも年度末に集中発注されている現況に感じます。

このことは、本町に限らず近隣市町村でもいえることですが、最近の好景気で人手不足も伴って、十分な工事を実施するに困難とも思われますが、用地取得等の特別の理由がない限り、できる限り早く発注して、工事の完成に努力されるよう要望いたします。

年間を通じた平均的な発注に心掛けている

答(土木課長)公共工事、特に土木工事については、年度当初に年間を通じて平均的に発注するよう心掛けております。

本年度(平成元年度)においては、昨年九月の集中豪雨によって発生した災害復旧工事の発注等の理由から、年度後半にある程度片寄っているというのですが、今後は早期発注、早期完



能田下水路伏こし工事(西栃井地内)

成に心掛け、なお一層努力していききたいと考えています。

平岩 求議員

町営住宅の建て替えについて

問 本町の町営住宅は昭和三十一年度から建築され、近年経済の発展と生活様式の向上に伴い、生活環境も著しく変化してきました。住む生活から楽しむ生活へと変わり、車社会となつ

て一軒に二台、三台も車をもつまでとなりました。

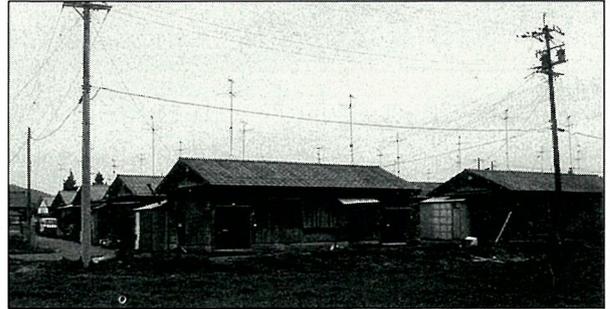
町営住宅も近代的な耐火建築へと、建て替えの時期にきたと思います。現在では、駐車場も考えなければならぬと思います。町当局の考えをお尋ねします。

財政や入居者のことも考え、今後検討しなければならない

答(土木課長)町営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して安い家賃で入居していただく目的でつくられています。

本町では五団地、百四十三戸が建設され管理運営をしていますが、早期に建築された住宅は老朽化が進み、維持管理には苦慮しているところです。特に雨漏りについては以前から要望があり、順次改修工事、維持修繕を行っていますが、平成二年度の予算においても対策についての計上をお願いしております。

住宅の建て替えについては、現時点では明確な計画はありませんが、将来的には財政面あるいは現在入居されている方の一時的な移転等の問題などもあわせて、今後検討していかなければならないと考えております。



建設以来20年余り経過した見持団地

学校教育にOA機器の導入を

問 学校教育にOA機器導入というところで、第二次総合計画では中学校教育の中に、平成四年度にパソコン導入が計画されています。これに先立って、指導教師の育成が必要かと思われませんが、お考えをお尋ねいたします。

教員の技術等習得のため研修の実施を県へ要望

答(教育長) 学校教育のOA

機器導入については、平成五年度から情報基礎の学習が中学校の技術課程で実施の計画になっており、第二総合計画でも取り上げているところではあります。

しかし、現況をみますと文部省の統計によれば、コンピュータの操作ができる教員の数は中学校で約一四・五割、さらに指導できる教員になりますと、その中の三〇数割となっております。国や県においてはこれらの指導技術を習得させるための研修等が急務とされております。こうした点について、早期に解消されるよう県教委へ強く要望していきたく思っております。

船戸 進議員

岐環協問題と廃掃法について

問 昨年十二月、岐環協と略称しております岐阜県環境整備事業協同組合に加入している多くの一般廃棄物処理業者が、不当な理由により業務放棄を多くの県民および市町村に多大

な損害と不安を与えました。当町の場合これら業務を行う業者が岐環協に加入していませんので、直接、町民に被害はありませんでしたが、岐環協に関しては当町においても過去に一騒動あり、今日なお根本的解決に至っていないと聞いております。昨年末の事件を含め、これまでに岐環協から町および業者に対し、何の働きかけもなかったかどうかお尋ねします。

現在、岐東衛生社は岐環協へ加入していない業者であると聞いておりますが、将来も未加入のままであるのかどうかは、はっきりしていません。聞くところによると、ある時期に加入されることも聞いております。もし将来加入され、今回のような事件にかかわるようなことが起きたとき、町はどのように対応されるか、お聞きしておきたいと思っております。一般廃棄物のうち、ごみの収集・運搬業務を委託している株式会社橋本についても同様のことをお尋ねします。

本来、これらの事業は基本的には市町村が行うべきものであります。廃掃法と略して呼んでいますが、廃棄物の処理および清掃に関する法律では、業者がこの事業の許可をする場合の条

件の第一に「当該市町村による一般廃棄物の収集・運搬および処分が困難であること」をあげております。また昨年十二月、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会の連名で新聞に業務放棄について意見広告が出されましたが、この中で「たび重なる岐環協の業務放棄に対し、各市町村の廃棄物処理体制については再考する。その内容としては」ということで、三項目の検討の中の第一に「直営方式の検討」を掲げています。町長は、当町におけるこれらの事業の直営化について、どのようにお考えをお尋ねします。

し尿等収集の直営化は考えていない

答(町長) 最初に岐環協から町および業者に対し、何の働きかけもなかったかという質問ですが、これについては町へは何もなく、業者へもいっさいなかったと聞いております。

次に、岐東衛生社が将来岐環協へ加入し、今回のような事件を起した場合、町はどのように対応するかということですが、これについては、平成元年十二月二十二日の岐阜県知事、岐阜

県議会議長、岐阜県市長会、岐阜県町村長会による岐環協との合意事項および平成二年二月二十三日の確認書によって、岐環協は今後業務放棄、威力行動等を行わないとしておりますので、今後については、そのようなことがないと存じています。それから、し尿、ゴミの収集運搬業務は現在円滑に行われているので、現時点では直営化は考えていません。

商業振興とまちの活性化について

問 ユーストアの開業に伴い、地元商業者への影響は日を経るにいたるが、深刻な状況になってきています。もともと憂慮されていた商店の廃業が現実のものとなり、今後さらに増加する心配があります。こうした状況を招来した町長の責任と今後の対策については、昨年十二月議会ですでお聞きしておりますので、重複を避けませんが、そのおりに町長は「商店街の活性化を図る」ということは、たいへん難しい。今後商工会と連携をとりながら、また商業者のみなさんの一層のご努力をいただきながら、活性化を図る」旨の答弁を

されました。

そうした答弁に不安を抱きながらも、いくばくかの期待も寄せていたところですが、本定例会冒頭の提案説明をお聞きし、正直に申して、その受動的態度に落胆させられました。いわく、「昨年、本町内にもショッピングセンターが開設された訳でありますが、地元商業者にとって、対応策が商工会の的確な経営指導と地元商業者の英知を結集され、その対策を推進されることを念願しているところでありまして、これが地域活性化とも併せ、行政として対応できるものにつきましては、鋭意努力いたす所存であります。」

この所信のどこに積極的な姿勢が見られるでしょうか。かうじてその後に「新年度においては、駅前通り、本町通りのイメージアップを図るため、カラー舗装化を実施」と述べられたところに、申し訳なきのようなのものが感じられたに過ぎません。これにしても果たしてどれほどの効果が期待できるか、はなはだ疑問に思われます。あまりにも遅きに失したといえ、自ら地元商業者の方々を集め、積極的に声を聞き、今後の対策を真剣に話し合うべきで

はないでしょうか。減反のお願いに毎夜地区をお回りになる何分の一かの誠意を見せていただきたいものだと思いますが、いかがでしょうか。町長と担当課長のお考えをお尋ねします。

商工会を中心に行政と一体となった対策を指導していききたい

答(町長) ユーストアの開業に伴って、地元商業者への影響は昨年十二月議会でも申し述べたように深刻な状況でありますことは認識しております。地元商業者のみなさん方のご努力に對して、心から敬意を表するものであります。

「真剣な対策を地元商業者と語ろうという姿勢がみられない」というご指摘ですが、特に平成二年度の予算編成前に商工会長に對して、『地元商業者のみなさん方のご意見、お知恵を拝借しながら対策を講じるように』と申し入れてあります。また、会合には私も積極的に参加をして地元商業者のみなさんとともに考えていきたいと、いうことも商工会には伝えてありますが、きわめて残念なことであります。したが、開催されていません。



活性化の一助として、舗装のカラー化を計画

商業者のみなさん方のいろいろなご意見をお聞きし、対策を講ずるよう商工会に對し、強く指導していきたくと考えております。議会のみなさま方におかれましては一層の指導やご協力をお願いいたします。

地元商業者の方との対話には積極的に努力したい

答(産業課長) 町長から答弁がありましたように、私としても商工会を中心として、地元商業者のみなさま方とお話しに積極的に努力していきたくと考えております。

拡声器使用の規制条例について

問 岐阜県は三月六日、突如として『拡声器による暴騒音の規制に関する条例』を県議会定例会に追加提案しました。そして一昨日(三月十四日)、文教警察委員会が採択され、来る(三月)二十日の本会議で可決されるようになっています。この条例は憲法が保障する「言論・表現の自由」を侵すおそれのあるものとして、民主的団体、学者、知識人をはじめ多くの人々が反対

運動に立ち上がっています。県当局は右翼団体が拡声器のボリュームをいっばいに上げて、わめき立てる行為を規制するためのものであります。このような行為は現行法、即ち刑法や軽犯罪法において十分取り締まることができるのです。

この条例案の危険なのは、第一に拡声器の音量が十メートルの箇所で、八十五デシベルを一回でも超えると違法として警察官が一方的に停止命令を出せること。第二に違法と認められたときは令状なしで、立ち入り、調査、質問ができることあります。そして、命令に違反した者、調査を拒み、妨げ、忌避した者には六か月以下の懲役や十万円以下の罰金が科せられるのです。ちなみに八十五デシベルでは繁華街や交通頻繁なところにおいては、拡声器の声は聞き取れません。右翼規制とはいっても第三条では「何人も」と書かれている以上、いくら適用除外を設けても意味のないものといえます。町長は町民の権利擁護の立場から、憲法が保障する基本的人権を侵害するおそれのある、このような条例を制定しないよう県知事に撤回するよう要請すべきだと考えますが、いかがでし

ようか。お尋ねいたします。

この問題につきましては、さ
る七日、当町の福田議長には口
頭で、議会としても意見書を出
すか、反対決議をしようか
と申し入れました。議会運営
委員会に諮りましたが、「県議会
で審議されるものであるし、川
辺町は前に岐環協が押し掛けて
きて騒ぎがあったりしたので見
送りにした」ということです。
これではいかにも、情けない
と思います。

西ドイツの牧師マルチン・ニ
ーメラという人は、ナチスに抵
抗してこううたったそうです。
「共産党が弾圧された。私は共
産党員ではないので黙っていた。
社会党が弾圧された。私は社
会党員ではないので黙っていた。
組合や学校が閉鎖された。私
は不安だったが、関係ないので
黙っていた。教会が弾圧された。
私は牧師なので、立ち上がった。
そのときはもう遅かった」と。
先の総選挙で自民党は「体制
選択の選挙だ。自由と民主主義
をまもるんだ」と叫んでいまし
た。みなさん、「自由と民主主義」
は選挙のときにだけに護れるも
のではないことは、よくご承知
のことです。どうかみなさん、
議会としても、もう一度、自由

と民主主義をまもるために検討
していただきたいと思ひます。

条例の撤回、廃案の要
請はいたしかねる

答（町長） 今般の第一回定例
県議会において、県民の日常生
活を脅かすような拡声器の使用
について必要な規制を行うとい
うことで、地域の静穏を保持す
るため、こうした条例の制定案
が提出されています。

ご指摘の憲法第二十一条の言
論、表現の自由を侵すおそれが
あるということについては、県
議会での答弁でもあったように
表現の自由としての許容限度を
越えるものを制限しようとする
もので、憲法に抵触するもので
はなく、また条例案の規定で通
常の政治活動、組合活動、市民
生活を対象にしたものではない
としています。したがって、暴
力的な騒音に対して、県民の平
穏な生活を守るための行政措置
であると認識しております。同
条例の撤回、または廃案につい
ての要請はいたしかねるものと
考えておりますのでご理解をお
願ひします。

町内の道路整備計画に
ついて

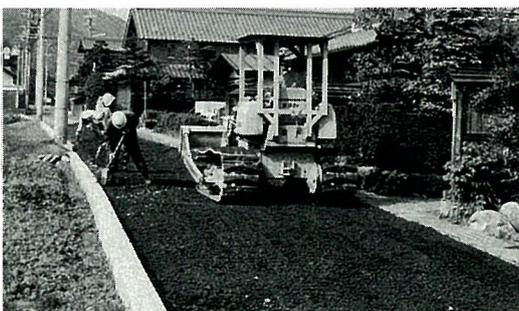
問 毎年、多額の費用を投じ
て道路整備が行われ、かなり道
路環境はよくなってきたというよ
うです。しかし、主要幹線道路
の中には今なお、普通自動車
がすれ違えない箇所も見受けら
れます。道路の新設改良について
の年次計画を、どのようにお立
てになっておられるのかお尋ね
します。特に幹線道路の整備計
画については、できれば具体的
にご説明いただきたいと思ひま
す。また道路の維持についても
簡易舗装のところではかなり
たみのひどくなっているところ
も散見されますので、極力巡回
され、こまめに補修していただ
きたいと思ひます。さらに予算
の許す限り、住家につながる未
舗装の農道についても舗装を進
めていただきたいと思います。お尋ねいた
します。

道路改良計画により順
次推進、維持補修はパ
トロールによって実施

答（土木課長） 道路整備計画
は、川辺町第二次総合計画に明

記されているように幹線道路に
ついては、基幹的な道路として
位置づけられており、各地域と
の連携が保たれるように整備す
ることとしています。また、一
般町道についても幹線道路網と
有機的に接続し、安全で快適な
生活環境をつくるべく整備を図
るということで、川辺町第二次
総合計画の実施計画書の中で、
道路改良計画を策定し、順次進
めているところです。

次に道路維持補修については
パトロールを実施して補修を行
っています。今後とも維持管理
については、十分配慮していく
とともに、未舗装箇所について
は予算の範囲内で順次実施して
いききたいと考えております。



快適な生活環境をつくるべく計画に基づき順次整備

田原芳郎議員

町職員の守秘義務につ
いて

問 ご承知のように町職員の
秘密を守る義務については、地
方公務員法第三十四条に明記さ
れており、地方公共団体におけ
る秘密の保全是、行政の公正な
運営を確保し、公の利益を保護
し、もって住民の信託に応える
ために不可欠とされていること
は当然のことと思われま

しかし、最近の世相はともす
れば、言論の自由や住民の知る
権利と混同されやすい面もでて
きて、どこまでが秘密であるの
かなかなかむずかしい問題です。
この際、原点にもどって、い
やしくもわれわれの知らないよ
うなことが方々で出てくるとい
うことは、まことに遺憾なこと
ですので、綱紀を肅正するとい
う立場からも、職員に指導をし
ていただきたいと思います。

資質向上のため研修等
に一層努力したい

答（町長） 行政事務の公開に
おいては、特定の利益を著しく

議会日誌

平成2年2月21日
平成2年4月26日



- 2月21日 議会全員協議会開催。下水道事業について協議。
- 26日 議会運営委員会開催。第1回定例会の運営について協議。
- 27日 議会報編集委員会開催。42号発行について協議。
国道418号線整備促進陳情に議長出席(東京都)
- 3月1日 } 加茂郡町村正副議長会議。(益田総合
2日 } 庁舎)
- 5日 名濃バイパス建設促進陳情に議長出席。(東京都)
- 6日 第1回定例会開会。会期の決定、町長提案説明、付託案件の委員会審査報告。下水道事業推進特別委員会を設置。同委員の選任および委員長、副委員長の選出。議案一括上程、議案説明。
- 7日 定例会本会議。議案説明。
- 8日 各一部事務組合議会に議長出席。(美濃加茂市)
議会報編集委員会開催。42号発行について協議。
- 14日 定例会本会議。議案等の質疑。
- 16日 定例会本会議。一般質問、討論、採決。定例会閉会。
- 20日 区長会に議長出席。
- 30日 郡議長会。(美濃加茂市)



- 4月1日 消防団入退団式に議員出席。
- 4日 防災行政無線竣工式に議員出席。
- 19日 区長会に議長出席。
- 20日 議会運営委員会開催。第1回臨時会の運営について協議。
第2回臨時会開会。報告3件、議案2件を審議。
第1回下水道事業推進特別委員会を開催。下水道事業について協議。
- 26日 タウンホールとみか竣工式に議長出席。(富加町)

損ねたり、あるいは社会の望ましい秩序を混乱させる問題もあって、特定の利益を保護し、社会公共性の秩序を維持することと共に、公共の福祉を守る上からも重要なことがらと認識しております。

従って、公務員は法によって職務に関する秘密事項については漏らしてはならないことになっております。公務員としてのことがらの認識について適切な判断が要求されており、今後、職員の資質向上のために研修等に一層努力していきたいと考えております。

ゴルフ場の農薬使用について

問 最近、全国的にゴルフ場の農薬使用について、いろいろ議論されており、千葉県では農薬使用禁止に関する条例が可決されたと聞いております。

しかし、日本のような気候風土の中ではゴルフ場を管理するのに農薬を使わなくてはならないような地理的条件もあって、ある程度の農薬使用は、止むを得ないと思います。

本町では、特に鹿塩にゴルフ場を有しておりますが、国の定めた規制だけでなく、ゴルフ場

側ともよく相談されて最悪の事態にならないよう、農薬の使用にあたって指導をお願いしたいと思っております。現況についてお尋ねいたします。

今のところ問題ないが
今後農薬公害の未発生に努力したい

答(企画室長) 昨年四月に「岐阜県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱」が制定され、本町でもこの要綱に沿って事務処理を進めているところであります。

これまで進めてきた経過を説明しますと、農薬の使用状況記

録や年間の使用計画等について町へも報告をいただいております。

要綱の中にもありますが、農薬濃度の測定については、昨年六月と十月の二回にわたって調整池五か所での立会いのもとに県公衆衛生検査センターが調査を行いました。いずれも不抽出という証明をいただいております。また、昨年十一月には、農薬の使用状況等に関して業務帳簿や書類等について、県の立ち入り検査が行われ、町からも担当者が立合いましたが、結果については問題がないと聞いております。

今後も県の指導により、農薬



かしおゴルフ場

公害が発生しないよう努めたいと考えております。